

# 小規模森林整備事業費補助金

## 森林整備のための 補助金を交付します！

### 補助率

事業費の7割補助（3割自己負担） ※1haあたり140万円  
の限度額あり

### 対象事業

間伐、除伐、枝打ち、下刈り、竹の除去  
薬剤散布（病害虫対策のみ）

### 交付要件

- ・ 登記地目が山林であること。
- ・ 森林面積が500㎡以上3ha未満であること。
- ・ 国または県の森林整備補助金交付後、  
10年以上経過していること。
- ・ 市税を滞納していないこと。 など

※その他、要項で定める交付要件がございます。

※予算に限りがあるため、実施先の選定を行います。

相談期限：毎年度11月末日まで



詳細はホームページを  
ご覧ください。

相談先：土浦市農林水産課振興係  
TEL：029-826-1111（内線2711）